

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年2月25日

【会社名】 株式会社ジャステック

【英訳名】 JASTEC Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中谷 昇

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役 常務執行役員 総務経理本部 本部長 柴山 泰生

【本店の所在の場所】 東京都港区高輪三丁目5番23号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長中谷昇及び当社最高財務責任者柴山泰生は、当社の企業集団の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

基準日、評価手続及び評価の範囲に関する事項は、以下のとおりであります。評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

(1) 基準日

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である平成22年11月30日を基準日として行っております。

(2) 評価手続

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。

当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行っております。

(3) 評価の範囲

当社の企業集団の財務報告に係る内部統制の評価範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす金額的及び質的影響の重要性を考慮し、以下の手順及び方法で決定しております。

全社的な内部統制の評価範囲

全社的な内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制及び決算財務報告プロセスのうち全社的な観点で評価することが適切と考えられるものについて、当社及び連結子会社3社を評価対象としております。なお、国内非連結持分法非適用子会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、以下の手順及び方法で決定しております。

- 1 重要な事業拠点の選定については、全社的な内部統制の評価結果を踏まえた上で各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い事業拠点から合算していき、連結売上高の概ね2/3に達している当社を、重要な事業拠点として選定しております。
- 2 重要な事業拠点における企業の事業目的に大きく関わる勘定科目に至る業務プロセスについては、売上高、売上原価、売掛金、買掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価範囲としておりま

す。

- 3 財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスについては、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている業務に係る業務プロセスとして、有価証券管理に係る業務プロセスを評価範囲としております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当連結会計年度末日時点において、当社の企業集団の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。